

社会福祉法人雄勝なごみ会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄勝なごみ会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び理事長の命を受けて本会及び施設の運営のための業務に当たる委員並びに者をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の費用弁償はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

4 支給にあたっては、別表1の当法人による源泉徴収後の金額として支給する。

(理事長及び理事並びに評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長の報酬の額は、別表2により支払うことができる。ただし、当法人が開催する理事会及び評議員会等に理事長が出席する場合の費用弁償を含むものとする。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、次項の費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

3 理事長が特に必要と認めた場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(相談役の報酬等)

第6条 相談役が会議等に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償を支払わないものとする。また、同日にあわせて指導等にあたった場合であっても次項の費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 相談役が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営状況の指導等にあたった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(委員等の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員等理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たる委員並びに者（以下「委員等」という。）が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る費用弁償を支払わないものとする。また、同日にあわせて委員等に係る業務を行った場合であっても、次項の費用弁償はこれを支払わないものとする。

2 委員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務等理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は旅費等を支給することができる。

2 旅費は、法人旅費規程に基づき支給する。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成20年12月4日より適用する。

2 平成19年7月1日制定の、社会福祉法人雄勝福祉会役員等の報酬に関する規程は、廃止する。

3 平成21年7月13日 一部改正

4 この規程は、評議員選定委員会委員の報酬を規定するため、第2条の「定義」等及び別表1、別表2を平成29年2月27日に一部改正する。

5 この規程は、第3条に第4項を追加し、平成29年4月1日から施行する。